

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

道路運送法の一部改正等に伴い、自家用有償旅客運送者登録申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

(例) 自家用有償旅客運送者登録申請手数料 一万五千元

イ 手数料の改定

(例) 介護支援専門員実務研修手数料 現行 三万円
改正後 六万円

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、二(一)の一部は同年十一月一日